

○国土交通省告示第千六百八十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年十二月二十六日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道4号改築工事（本宮拡幅・福島県安達郡大玉村大山字檀地内から同村大山字堂ヶ久保地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 福島県安達郡大玉村大山字檀、字宮下、字広松、字弓谷地、字北谷地、字大江仲田、字新田、字鶴ノ子、字玉貫、字仲江、字向原、字東、字狐森、字荒池及び字堂ヶ久保地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県安達郡大玉村大山字檀地内から同村大山字堂ヶ久保地内までの延長2,900mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道4号改築工事（本宮拡幅・福島県安達郡大玉村大山字檀地内から同村大山字堂ヶ久保地内まで）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道4号（以下「本路線」という。）は、東京都中央区を起点とし、福島市、仙台市、盛岡市等を経て、青森市に至る延長860.1kmの首都圏及び東北地方の各主要都市間を相互に結ぶ主要幹線道路である。

本件区間に係る一般国道4号（以下「現道」という。）は、地域住民の生活道路として利用する地域内交通と物流などによる通過交通に広く利用されており、これらの交通がふくそうし、自動車交通量が多いにもかかわらず、幅員が狭小な2車線区間であることから、交通容量が不足し、また、右折車線が設置されていない交差点が連続することなどから、各所で慢性的な交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど主要幹線道路としての機能を発揮できない状況にある。

平成18年6月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、安達郡大玉村大山字大江仲田地内で21,528台/12h、32,652台/日、混雑度は1.84となっている。

本件事業の完成により、本件区間における現道が2車線から4車線の道路に拡幅されることから、交通容量が向上し、現道における交通混雑の緩和が図られるとともに、交通事故の低減が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成18年7月に同法等に準じて、大気質、騒音及び振動について環境影響評価を任意に実施したところ、大気質及び振動については環境基準等を満足し、騒音については一部環境基準を超える値がみられるものの、低騒音舗装の施工及び遮音壁の設置を行うことにより環境基準を満足するものと評価されていることから、本件事業の施行に当たり起業者は低騒音舗装の施工及び遮音壁の設置をすることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているチュウヒ、同レッドデータブックに準絶滅危惧として掲載されているチュウサギ等の生育が確認されているが、本件事業は現道の拡幅事業であり、本件事業の施行により新たに生息環境が分断されることはないことなどから、これら重要種への影響は軽微であると認められる。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、大玉村教育委員会との協議により必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和及び交通事故の低減を目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和55年8月15日に都市計画決定され、昭和56年7月3日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、交差点の隅切部、付加車線設置区間、側溝の施工部及び法面の施工部を除き都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、交通量が多く、慢性的に交通混雑が発生し交通事故も多発していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和及び交通事故の低減を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体、議会議長等からなる国道4号福島市・郡山市区間早期完全4車化整備促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福島県安達郡大玉村役場